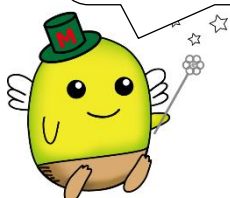


学校において予防すべき感染症の種類

| | 感染症名 | 出席停止期間 |
|-----|---|---|
| 第一種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体が SARS コロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（MERS コロナウイルスであるものに限る）、特定鳥インフルエンザ（H5N1 型、H7N9 型など） | 治癒するまで |
| 第二種 | インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症を除く） | 発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで（※1） |
| | 百日咳 | 特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| | 麻疹（はしか） | 解熱後 3 日を経過するまで |
| | 流行性耳下腺炎（おたふくかせ） | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| | 風しん（3 日ばしか） | 発しんが消失するまで |
| | 水痘（水ぼうそう） | すべての発しんがかさぶたになるまで |
| | 咽頭結膜熱 | 発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後 2 日を経過するまで |
| | 結核 | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで |
| | 髄膜炎菌性髄膜炎 | |
| | 新型コロナウイルス感染症 | 発症した後、5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで |
| 第三種 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎など） | 感染のおそれがないと医師が認めるまで |

※1 インフルエンザの出席停止は右の表を参考にしてください。



| 発熱期間 | 経過日数 | | | | | | | |
|------|---------------|----|----|----|----|----|----|----|
| | 0日 (発症した日) | 1日 | 2日 | 3日 | 4日 | 5日 | 6日 | 7日 |
| 2日間 | ⊗ | ⊗ | ☺ | ☺ | ☺ | ☺ | ☺ | ☺ |
| 3日間 | ⊗ | ⊗ | ⊗ | ☺ | ☺ | ☺ | ☺ | ☺ |
| 4日間 | ⊗ | ⊗ | ⊗ | ⊗ | ☺ | ☺ | ☺ | ☺ |
| 5日間 | ⊗ | ⊗ | ⊗ | ⊗ | ⊗ | ☺ | ☺ | ☺ |

⊗ 発熱 ☺ 解熱 ☺ 登校可

※「発症した日」は発熱した日をさします。